

# 芸術文化事業への新たな財政支援について

## 1 事業の趣旨

これまでの芸術文化団体への共催事業負担金の公平性をさらに高め、支援対象の幅を広げ、より効果的に芸術文化活動支援を行うため、支援事業を公募し決定する、新たな補助金制度を平成26年度より実施する。

## 2 補助対象団体

活動の中心を市内とし、自ら企画・遂行する能力のある非営利の文化団体（実行委員会等の形式を含む）で、以下の要件をすべて満たす団体。

- (1) 過去3年間に、芸術文化事業を自ら企画し、行った実績が1回以上あること
- (2) 会則・規約等を有すること
- (3) 事業を実施するにあたり、明確な会計経理がなされること
- (4) 政治・宗教活動を目的としていないこと
- (5) 実行委員会等の形式の場合には、申請時点で実行委員会等が発足しており、また、それらが上記(2)～(4)の全てを充たし、かつ、実行委員会等又は主たる構成団体が(1)を充たしていること
- (6) 国・地方公共団体が資本金、基本金その他これに準じるものを出資している団体でないこと
- (7) 本市から運営等に係る経費の助成を受けている団体でないこと

## 3 補助対象事業

### A, 市民参加事業（単年度事業）

事業に関わる団体（主催者・共催者等）の構成員や会員以外の市民（以下「一般の市民」という。）が出演・出品するなど、幅広い市民の事業への参加が見込まれ、芸術文化の裾野の拡大に貢献する事業。

### B, 市民育成事業（2～3年度継続事業）

一般の市民を継続的・段階的に育成・支援し、個人の芸術文化活動の活性化に資することが期待できる事業。

### C, 市民参加特別事業（単年度事業）

内容、規模等において通例を凌ぐ大規模事業で、幅広い一般の市民の事業への参加と、多くの集客が見込まれ、参加及び鑑賞等の機会を市民に広く提供するような、芸術文化の裾野の拡大に特に貢献する事業。

#### 4 補助対象外事業

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 国、地方公共団体からの補助、助成又は委託等を受けている事業
- (3) 政治・宗教活動を目的としている事業
- (4) 収益の寄付や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業
- (5) 事業の出演者・出品者等参加者が、事業に関わる団体（主催者・共催者等）の構成員や会員のみである等、限られた範囲を対象とする事業
- (6) その他市長が適当でないと認めるもの

#### 5 補助対象経費

**音楽・文芸・芸術費、会場・舞台費、印刷費、謝金・人件費、宣伝費、記録費、通信費、旅費 他**  
(ただし、主催者や共催者等の事業に関係する団体の構成員や会員に支払う経費や飲食経費、交際費・接待費など、補助対象外となる経費あり) ※詳細は別紙「別表」参照。

#### 6 補助率

##### 補助対象経費の1/2

(ただし、市民参加事業は20万円、市民育成事業は30万円、市民参加特別事業は150万円を補助上限額として設定)

#### 7 補助予定事業数

平成26年度（試行的実施）

市民参加事業 4事業、市民育成事業 1事業、市民参加特別事業 1事業

平成27年度（本格実施）

市民参加事業 10事業、市民育成事業 3事業、市民参加特別事業 1事業

#### 8 補助事業の審査方法等

千葉市文化芸術振興会議委員から審査員2名を選出し、審査を行う。審査結果を基に、千葉市文化芸術振興会議で補助対象事業の採択を行う。

#### 9 スケジュール

平成26年度

4月～5月上旬	26年度事業募集
6月上旬	26年度補助事業審査
6月下旬	千葉市文化芸術振興会議により、26年度補助事業採択
9月～10月上旬	27年度事業募集
11月上旬	27年度補助事業審査
11月下旬	千葉市文化芸術振興会議により、27年度補助事業内定

# 別表

補助対象経費	音楽・文芸・美術費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、楽器・楽譜借料、舞台監督料、出演料、監修料、演出料、作曲・編曲料、作詞料、脚本料、著作権使用料、調律料、振付料、舞台美術・衣装等デザイン料、上映費、翻訳料、美術作品賃料等
	会場・舞台費	会場使用料（付帯設備含）、会場設営費・撤去費、音響・照明費、道具等運搬費、作品運搬費、衣装費、かつら・メイク費、大道具・小道具費、舞台スタッフ費、映写機材費、看板制作費等
	印刷費	ポスター・チラシ印刷費、プログラム印刷費（※）、図録印刷費（※）、チケット印刷費、入場整理券印刷費、台本印刷費（※）無料配布するものに限る
	謝金・人件費	会場整理・警備賃金、原稿執筆謝金、審査員謝金、その他日当
	宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料
	記録費	録画費、録音費、写真費 （当該活動の成果として記録するものに限る）
	通信費	案内状送付料
	旅費	出演者、講師の交通費及び宿泊料 （必要最低限度のものに限る）
	その他	その他市長が適当であると判断した経費
補助対象外経費	(1) 自らが管理する会場施設の会場使用料 (2) 有料配布するプログラム・図録等作成経費 (3) 弁当類・飲料、レセプション・パーティ費、その他飲食経費 (4) コンクール入賞賞金・賞品、花束・記念品代等 (5) 振込手数料 (6) 交際費・接待費 (7) 予備費、雑費等使途が曖昧な経費 (8) 事業関係団体（主催者・共催者等）の構成員や会員に支払う経費 (9) その他市長が適当でないと判断した経費	
予算書・決算書に計上できない経費	(1) 団体の財産となり得るものの購入や制作経費 (2) 事務運営管理に関する経費（事務所人件費を含む） (3) 行政機関に支払う手数料 (4) (1)～(3)のほかに団体の自主財源により賄うべき経費	
補助率	補助対象経費の2分の1	
補助上限額 （当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	(1) 市民参加事業：200千円 (2) 市民育成事業：300千円（※） ※ 1年間あたりの上限額とし、補助期間は最大3年間とする。 また、毎年度の申請及び審査を必要とし、審査により事業の採択を行なわないことができる (3) 市民参加特別事業：1,500千円	